



新型コロナウイルスに係る苫小牧市休業等支援金について

1 概要

北海道では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置として、事業者に対し休業等の要請をしております。

苫小牧では、北海道が実施する支援金の対象となる事業者のうち、給付額が30万円に満たない事業者を対象とし、給付額の上乗せを行います。

また、北海道の支援金において対象外となる「酒類を提供しない飲食店」が、要件とする感染防止対策を実施した場合、苫小牧市が独自に支援金を給付します。

2 対象事業者・支給要件等

	対象者(1)	対象者(2)	対象者(3)	対象者(4)
対象者	道の休業要請・協力依頼対象施設を営む法人	道の休業要請・協力依頼対象施設を営む個人事業者	酒類の提供がある飲食店で19時以降、酒類の提供をやめた事業者	酒類の提供がない飲食店で感染防止対策を実施した事業者
	法人	個人事業者	法人・個人事業者	
北海道の給付	30万円	20万円	10万円	給付対象外
苫小牧市給付	給付対象外	10万円	20万円	30万円
	道の支給		道の支援金に市が上乗せ(追支給)	
対象施設	道の休業要請・協力依頼の対象施設 ※詳細は道のホームページを確認してください		酒類の提供がある飲食店	・酒類の提供がない飲食店 〔従来19時前に閉店する酒類提供ある飲食店を含む〕
	【例】 ・スナック、バー、カラオケボックス、ネットカフェ ・スポーツクラブ、パチンコ ・映画館 ・ホテル・旅館の集会用部分(宴会場) ・ビデオレンタル、エステサロン、フォトスタジオ ・学習塾、自動車教習所、音楽教室など		【例】 ・料理店、居酒屋、喫茶店など	
支給要件	・4/25(土)～5/15(金)まで継続して休業すること ・営業再開に向けて感染防止対策②に取り組むこと		・4/25(土)～5/15(金)継続して酒類提供時間を19時まで短縮 ・感染防止対策②の実施	4/29(水)～5/15(金)まで継続して感染防止対策①・②の実施

感染防止対策①

- ・休業
- ・夜間営業の自粛(20時～5時までの営業自粛)
- ・営業時間の短縮(2時間以上の短縮)
- ・イートインの中止
- ・社会的距離の配慮(店舗座席のレイアウト変更)

感染防止対策② ※休業している場合は、営業再開に向けた取組が必要

- ・3密(密閉・密集・密接)防止(喚気や行列間隔)
- ・飛沫感染・接触感染防止(従業員のマスク着用)
- ・移動時の感染防止(時差出勤)
- ・発熱者等の施設への入場防止(従業員・来訪者の検温・体調確認)

ご注意

※市内に対象施設を管理する法人又は個人事業者が申請者となります

※苫小牧市の施設(店舗)はもとより、道内全ての事業所(施設)の支給要件を満たす場合が対象

※対象者(1)(2)(3)は4月24日、対象者(4)は4月28日以前に開業している事業所(施設)が対象



	北海道「休業協力・感染リスク低減支援金」 対象者(1)(2)(3)	苫小牧市「休業等支援金」 対象者(4)
受付	4月30日(木)から7月31日(金)	5月7日(木)から7月31日(金)
申請先	<p>北海道へ申請</p> <p>〒060-8588(住所不要) 北海道 休業協力・感染リスク低減支援金事業 申請受付</p> <p>【郵送】簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡が出来る方法で、かつ配達時に受取確認がされるもの)</p> <p>【電子申請】5月中旬以降、電子申請も受け付ける予定</p>	<p>苫小牧市へ申請</p> <p>〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 苫小牧市緊急経済対策給付金室 休業等支援金担当</p> <p>郵送にて提出してください。 郵送による提出が困難な方は窓口にご相談ください。</p> <p>【郵送】簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡が出来る方法で、かつ配達時に受取確認がされるもの)</p>
申請書類	<p>申請書類の詳細は、北海道のホームページ(お問い合わせ先に記載したQRコード)でご確認ください。 ※申請書類は、道庁本庁舎1階や胆振総合振興局、苫小牧市役所でも配布しています。</p> <p>①申請書 ②営業の実態が確認できるもの ア 直近の確定申告書の写し等 イ 対象施設の運営に当たり、必要な許可証等 ③業種・業態が確認できるもの 施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写しまたは申請する対象施設ごとの外観(社名や店舗名入り)および内景がわかる写真 ④休業等の状況が確認できるもの 対象期間中に休業する(していた)こと、酒類の提供時間を短縮する(していた)ことがわかる店頭告知チラシ(掲示物)やメニュー、それらが入った施設の写真、自社のホームページの写しなど ⑤感染リスクを低減する自主的な取組が確認できるもの 感染防止対策②の取組内容が確認できるもの ⑥誓約書 ⑦通帳の写し 金融機関名、口座番号、口座名義人がわかるページ ⑧本人確認書類の写し【個人事業者のみ】</p>	<p>申請書類の詳細は、[苫小牧市休業等支援金申請の手引き]または苫小牧市のホームページ(お問い合わせ先に記載したQRコード)でご確認ください。 ※申請書類は、苫小牧市役所1階でも配布します。</p> <p>①申請書 ②営業の実態が確認できるもの ア 直近の確定申告書の写し等 ③飲食店営業等に必要な許可が確認できる者 飲食店営業許可または喫茶店営業許可の写し ④業種・業態が確認できるもの 施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写しまたは申請する対象施設ごとの外観(社名や店舗名入り)および内景がわかる写真 ⑤感染防止対策①及び②を実施したことがわかるもの 対象期間中に取組を行ったことが分かる店頭告知チラシ(掲示物)やメニュー、それらが入った施設(店舗)の写真、自社ホームページ、ダイレクトメールの写し等 ⑥誓約書 ⑦通帳の写し 金融機関名、口座番号、口座名義人がわかるページ ⑧本人確認書類の写し【個人事業者のみ】</p>

4 お問い合わせ先

【北海道休業要請専用ダイヤル】

電話番号:011-206-0104 または 011-206-0216

受付時間:8:45~17:30まで(土・日・祝日も開設)

5月中旬以降、郵送先・お問い合わせ先は変更になる予定です

道ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/kyuugyouousei.html>



【苫小牧市緊急経済対策給付金室 休業等支援担当】 苫小牧市役所9階

電話番号:0144-32-6445

受付時間:8:45~17:15まで(平日)

市ホームページ <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kanko/kosho/kyugyosien.html>

